

# よりよい生徒指導に向けて

山口県教育委員会

平成30年12月改訂

# 目次

---

## I 生徒指導の定義

- 1 定義 ..... 2
- 2 学習指導要領における配慮事項 ..... 3

## II 生徒指導の目的

- 1 目的 ..... 4
- 2 自己指導能力 ..... 4
- 3 自己指導能力の育成を図るために留意すべき事項 ..... 4

## III 生徒指導上の留意点

- 1 児童生徒理解の深化 ..... 6
- 2 児童生徒・保護者等との信頼関係の構築 ..... 6
- 3 全教職員による共通理解・共同実践 ..... 6
- 4 児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導 ..... 6

## IV 生徒指導の実践

- 1 発達段階に応じた生徒指導のポイント ..... 8
- 2 児童生徒理解 ..... 8
- 3 開発的・予防的な生徒指導の推進 ..... 9
- 4 学級づくり ..... 11
- 5 問題行動への対応 ..... 13

## V 教育相談の在り方と実施上の留意点

- 1 教育相談の定義 ..... 14
- 2 実施上の留意点 ..... 14

## VI 特別支援教育との関連

- 1 特別支援教育の必要性 ..... 16
- 2 特別支援教育と生徒指導 ..... 16
- 3 発達障害の特徴と対応 ..... 16
- 4 校内・地域における相談支援体制の整備 ..... 18
- 5 実践事例 ..... 20

## 生徒指導（総論）

近年、高度情報化や都市化の進展、少子化の進行など社会が急速に変化する中で、価値観の多様化や規範意識の低下などが指摘され、学校における生徒指導上の課題は多岐にわたるものとなっている。

また、子どもたちの安全が脅かされる事件も多発しており、子どもたちの発達段階や様々な社会状況等を踏まえながら、校種間の連携を図った継続性のある生徒指導体制を構築することが、今日求められている。

このような中で、学校においては、子どもたちの健全な成長と人格のよりよい発達に向けて、開発的・予防的な生徒指導に取り組む中で、自己存在感を高め自己指導能力を育むとともに、これまで以上に、基本的な生活習慣の確立や、社会的なルールやマナーの指導を通じた規範意識の醸成を図る必要がある。

教育基本法においては、第6条で「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」と規定し、改めて生徒指導の充実が学校の重要な使命であることを示した。

以上のことから、生徒指導は、学校の教育目標を達成するうえで、重要な機能を果たすとともに、学習指導と並んで重要な意義をもっており、学校教育活動全体を通じて、一層の充実を図っていくことが求められている。

### I 生徒指導の定義

#### 1 定義

**生徒指導とは、学習指導とともに、学校が教育目標を達成するための基本的で重要な機能であり、すべての教職員が、すべての教育活動を通じて、すべての児童生徒一人ひとりの個性の伸長を図りながら、同時に自己存在感や社会性を育み、将来において社会的に自己実現ができる資質・態度を高めていく指導・支援である。**

学校における生徒指導といえは、ともすれば表面に現れた暴力行為やいじめ等の問題行動、不登校への対応など、対症療法的な面のみが強調されがちである。

しかし、問題行動等は、児童生徒とその生活環境との間での様々な葛藤から生じる「心の問題」である。

したがって、生徒指導に当たる教職員は、表面的に現れた問題行動等にとらわれることなく、児童生徒の内面や心にしっかり意識を向けるとともに、日頃から、一人ひとりの児童生徒のよさを評価、理解し、児童生徒自身がそのよさに気づき、そ

れを伸ばしていくことができるような開発的・予防的な指導・支援を重視することが大切である。

このような生徒指導を、学校生活のすべての場において十分機能させることが、児童生徒の問題行動や不登校等の未然防止にも効果を上げることにつながる。

生徒指導の機能は、教育課程として編成された領域（各教科・科目、道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間（高：総合的な探究の時間））、部活動等の課外活動、休み時間や放課後の時間等、必要に応じて校外の生活など、**特定の領域や内容に偏ることなく、教育活動全体に及ぶもの**である。つまり、学級活動や学習指導はもとより、進路指導、保健・安全指導、問題行動等への対応、教育相談等、児童生徒の置かれた状況に応じて展開されるすべての教育活動に及ぶものである。

生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる大人へと児童生徒が育つように、その成長・発達を促したり支えたりする意図でなされる働きかけの総称のこと。

すなわち、学校生活の中で、児童生徒自らが、その社会的資質を伸ばすとともに、さらなる社会的能力を獲得していくこと（社会性の育成）。そして、それらの資質・能力を適切に行使して自己実現を図りながら自己の幸福と社会の発展を追求していく大人になること（社会に受け入れられる自己実現）。そうしたことを願って児童生徒の自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援していく働きかけのことを、生徒指導と呼んでいる。

（国立教育政策研究所「生徒指導リーフ Leaf.1」から）

## 2 学習指導要領における配慮事項

生徒指導に関する学習指導要領における配慮事項は、次のとおりである。

### 【総則】

児童（中・高：生徒）が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること

### 【特別活動】

学級活動（高：ホームルーム活動）における児童生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の児童生徒についての理解を深め、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること

その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること

## Ⅱ 生徒指導の目的

### 1 目的

生徒指導の目的は、児童生徒一人ひとりの夢の実現に向け、児童生徒一人ひとりが自分自身をありのままに認め、自己理解を深めることを基盤とし、他者とのかかわりの中で、自ら選択・判断・実行し、その言動に責任をもつことができる力（自己指導能力）を育成することである。

### 2 自己指導能力

自己指導能力とは、自己をありのままに認めること（自己受容）、自己に対する洞察を深めること（自己理解）、これらを基盤に目標を確立し明確化していくこと、そして、この目標達成のため、他者とのかかわりの中で、自発的・自律的に自らの行動を判断し実行することなどである。

また、自己指導能力の育成に当たっては、他人のためにも、自分のためにもなるという行動を児童生徒自らが考え、それらの行動に対してきちんと責任をとるという経験を積み重ねることが必要である。

つまり、自己指導能力とは、「児童生徒が、日常生活のそれぞれの場で、他者とのかかわりの中で、どのような選択が適切であるか、自分で判断・実行し、その言動に責任をもつことができる力」であり、「生きる力」の土台となる力ともいえる。

なお、自己指導能力を育成するために、学習指導を含む、学校生活のあらゆる場や機会において、下記事項に留意し、児童生徒それぞれの健全な成長と人格のよりよい発達に向けて、開発的な生徒指導を推進することが求められている。

### 3 自己指導能力の育成を図るために留意すべき事項

#### (1) 自己存在感を与えること

児童生徒一人ひとりの存在を大切にすることが、指導の基本となる。

また、人間は、他者とのかかわりの中で自己の存在感を見出せるとき、生き生きと活動できるのであり、児童生徒が自己存在感を得ることにより自己実現を図ることができる。

教職員は、児童生徒一人ひとりがあらゆる学校生活の場などにおいて自己存在感をもつことができるように配慮することが重要であり、そのためには、児童生徒の独自性・個別性を大切にしながら、指導を進めることが必要である。

#### (2) 共感的人間関係を育成すること

共感的人間関係とは、相互に無条件に尊重し合う態度であり、このような人間関係の中にあつてこそ、児童生徒自身の自己受容、自己理解は一層促進される。

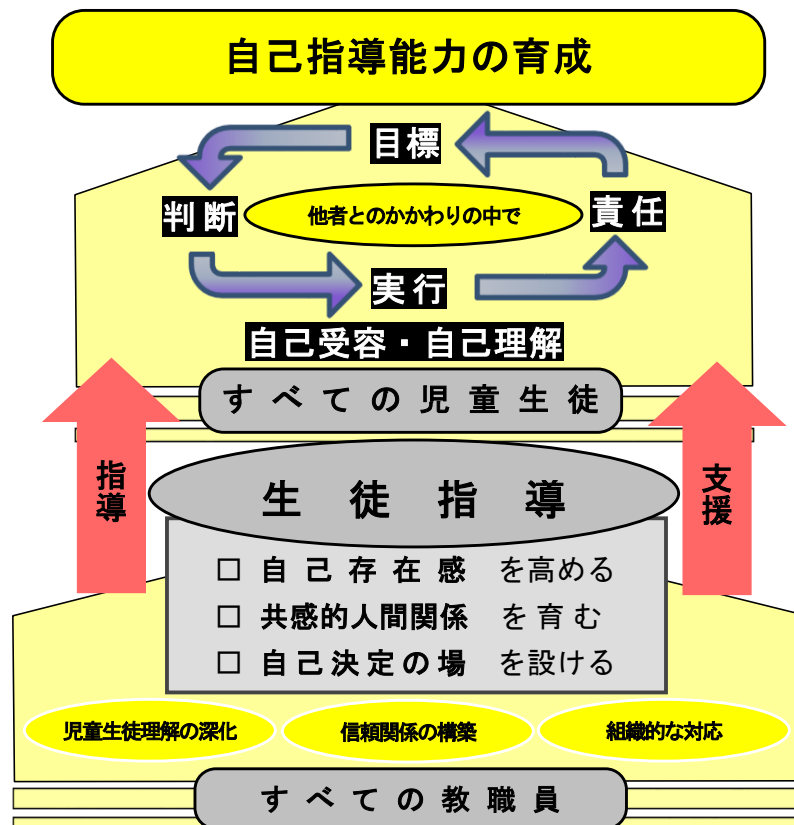
教育相談などの個別の指導に当たっては、教職員と児童生徒の間に、このような共感的人間関係が存在することが必要不可欠であり、生徒指導を進める上での基盤となるものである。

### (3) 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を支援すること

児童生徒が自らの行動を判断し、実行し、責任をもつという経験を通して、自己指導能力の育成が図られる。

学校は、児童生徒自身が自らの可能性を発見し、伸長できるように、適切な経験の場や活動の機会を設け、自己決定の場をできるだけ多く用意し、他者とのかわりの中で児童生徒が判断力を高め、責任のある行動をとれるように支援することが重要である。

また、教育課程を編成、実施する際も、豊富でかつ多様な学習の場を設定するとともに、効果的な指導の方法を工夫するなど、生徒指導の機能が有効に働くよう配慮したい。



#### コラム：自己実現について

自己実現の基礎にあるのは、日常の学校生活の場面における様々な自己選択や自己決定です。そうした自己選択や自己決定の場や機会を与え、その過程において、教職員が適切に指導や援助を行うことによって、児童生徒を育てていくことにつながります。

ただし、自己決定や自己選択がそのまま自己実現を意味するわけではありません。選択や決定の際によく考えることや、その結果が本意なものになっても真摯に受け止めること、自らの選択や決定に従って努力することなどを通して、将来における自己実現を可能にする力がはぐくまれていきます。

また、そうした選択や決定の結果が周りの人や物に及ぼす影響や、周りの人や物からの反応などを考慮しようとする姿勢も大切です。

自己実現とは単に自分の欲求や要求を実現することにとどまらず、集団や社会の一員として認められていくことを前提とした概念だからです。（文部科学省「生徒指導提要」から）

### Ⅲ 生徒指導上の留意点

#### 1 児童生徒理解の深化

児童生徒一人ひとりを受容的な態度で、共感的に理解するとともに、生活環境等も含め、正しい理解の上に立って適切に指導・助言することが重要である。

#### 2 児童生徒・保護者等との信頼関係の構築

教育活動全体を通じて、児童生徒と保護者等との信頼関係を大切にし、人間味のある温かい指導・援助に努めることが重要である。

また、児童生徒・保護者等に対して、生徒指導の方針や具体的な指導方法等について明確に示すとともに、保護者等に対しては、PTA総会・保護者会等様々な機会を捉え、周知に努めるなど、日頃から緊密な連携を図ることが必要である。

#### 3 全教職員による共通理解・共通実践

校長のリーダーシップのもと、生徒指導目標・方針を適切に決定するとともに、全教職員への周知徹底を図ることが重要である。

また、具体的な指導方法や指導上の留意点、問題行動等発生時における対応等については、職員会議や校内研修等において、「よりよい生徒指導に向けて」や「問題行動等対応マニュアル」等を活用した共通理解及び意見交換に努め、教職員間の協働体制を築くことが重要である。

#### 4 児童生徒一人ひとりに応じた適切な指導

教職員は、児童生徒の自己指導能力の育成を念頭におき、日々の生徒指導において、児童生徒一人ひとりが直面する諸課題を見極め、状況に応じた的確な方法により、粘り強くかかわり続ける必要がある。

##### (1) 「開発的指導（成長を促す指導）」

児童生徒一人ひとりの人格のよりよい発達を実現するためには、一人ひとりが自己肯定感や自己有用感、社会性を獲得することができる指導・支援が必要となる。児童生徒にとって学校生活が有意義かつ充実したものであれば、そのことが問題行動等を未然に防止することにもつながる。

具体的な取組として、各教科による学習指導、道徳及び特別活動、総合的な学習の時間（高：総合的な探究の時間）、自然・社会体験活動やキャリア教育、人権教育等の充実を図る中で、道徳教育・心の教育を推進し、すべての児童生徒の成長を支援していく。

##### (2) 「予防的指導」

予防的指導とは、児童生徒の問題行動等を未然に防止するために、発生が予想される生徒指導上の課題を分析し、教育相談を重ねるなど事前に指導するとともに、保護者等と連携し、問題行動等の芽を早期に発見し、改善を図る取組である。

具体的には、人間関係づくり、学級活動等における校則指導や児童生徒会等による啓発活動、情報モラル・交通安全・薬物乱用防止教室、家庭訪問による指導等である。

### (3) 「事後指導（課題解決的な指導）」

児童生徒が直面する問題行動や不登校等、生活・発達上の諸課題を迅速に解決するためには、教職員や専門家等による的確な助言及び適切な指導・支援等が必要である。

具体的には、個別指導、集団指導、教育相談やSCによるカウンセリング、保護者や警察等関係機関との継続的な連携等の指導・支援である。

特に、課題解決に向けて、学級担任が一人で抱え込まず、即時に管理職等に報告するなど、チームとして組織的に対応し、必要に応じてSSW等の専門家の意見も踏まえて、家庭と連携を図りながら指導・支援等を行うことが重要である。

#### コラム：「居場所づくり」・「絆づくり」と自己有用感

「居場所づくり」とは、文字どおり、学級や学年、学校を児童生徒の居場所になるようにしていくことです。様々な危険から子供を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要です。そのためには授業改善、授業の見直しから始めていくことが必要になります。

また、小学校の低学年のうちから、授業中は正しい姿勢を保つことに慣れさせておくことも大切です。そうでないと、「わかる授業」を行っていても集中力が途切れて「わからなくなる」こともありえます。忘れ物をさせない指導なども、同じです。単に「居心地よくしてあげる」ということではなく、「子供が困らないようにする」ための場所づくりと考えましょう。

「絆づくり」とは、教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、子供自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることです。子供同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり「自己有用感」ですから、「絆づくり」を行うのはあくまでも子供（同士）です。教師が直接に「絆づくり」に関与すること、直接に「自己有用感」を与えることはできません。

ただ、そのための「場づくり」はできますし、必要です。全員の子供の「絆づくり」を促すためには、それなりの教師の働きかけが不可欠ですし、組織的・計画的な働きかけが必要です。一言で言うなら、全ての児童生徒が活躍できる場を準備することです。

(国立教育政策研究所「生徒指導リーフ増刊号 Leaves. 1」から)

#### コラム：問題行動の背景にあるもの

周囲から大事に守られ、愛され、可愛がられて育てば、児童生徒は人間や自分を取り巻く環境を「よいもの」と知覚し、他者の自分への働きかけや言葉を信じ、喜び、自分からもほほ笑みや笑顔、言葉で相手に返すようになるだろう。こうした「人間のよさ」体験の積み重ねが他者に対する信頼感の基本となる。

家庭や学校で安心して過ごせる、自分の気持ちをよく分かってもらえる、充実感を体験する、認められるといった体験が心のエネルギーの源となる。

愛される、愛する、大事にする、大事にされる、認める、認められるといった精神的充足が得られることで意欲や成長へのエネルギーが湧いてくる。子どもは家庭でどれだけ心のエネルギーを満たされて学校にやって来るだろうか。学校でどれだけ心のエネルギーを補充されているだろうか。

様々な問題行動はこうした心のエネルギーの枯渇が原因になっていることが少なくない。

(文部科学省「生徒指導提要」から)

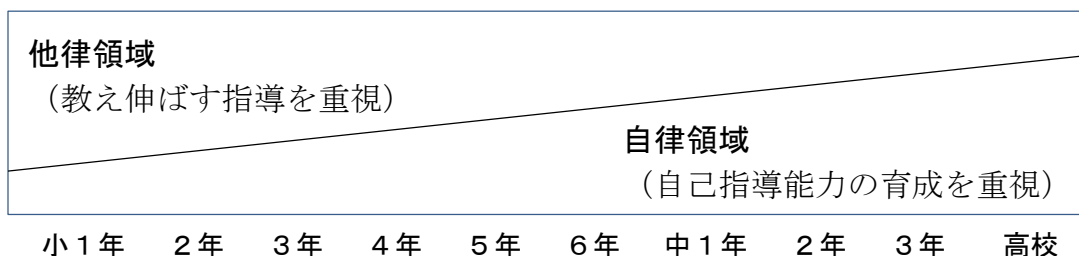


## Ⅳ 生徒指導の実践

### 1 発達段階に応じた生徒指導のポイント

#### (1) 児童生徒の心の発達

児童生徒の心の発達を示すと、下図のようになり、児童生徒の発達心理の上からは、以下のような対応が望ましい。



#### (2) 小学校低学年・中学年

道徳性や規範意識の育成に向けて、小学校低学年では、行動の内容や意義を教え、しっかり考える態度を育て、褒め励ましながら自ら行動できるように育む指導、つまり、教え伸ばす指導が大切である。

中学年は、自分の行動については振り返りながら把握できるようになるため、次第に、自主性を尊重しつつ、内省する力を育むことが必要である。

#### (3) 小学校高学年以降

小学校高学年以降は、自我が発達し、責任感や判断力も育ってくるため、主体的な自己決定や集団による選択決定の場をもち、自己肯定感と道徳性などを培い、自己指導能力を高める取組が重要となる。

#### ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導

主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人ひとりが抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行い、児童生徒の発達を支援すること。

### 2 児童生徒理解

#### (1) 児童生徒理解の重要性

学習指導も生徒指導も、教育実践が成果を上げるための前提は児童生徒理解である。特に、生徒指導においては、児童生徒理解そのものが教育的関係の成立を左右している。人は理解してくれる人には安心して心を開く。共感的理解が生徒指導を推進する上では大変重要である。

#### (2) 児童生徒理解の対象

児童生徒を理解するために、重要と思われる事柄は、健康状況や学力、性格的な特徴、興味・関心、要求、悩み、交友関係、生育歴、家庭環境などの環境条件等である。児童生徒を理解することによって、本人の長所などもはっきり把握でき、効果的な指導方法も明らかになる。

### 3 開発的・予防的な生徒指導の推進

#### (1) 生活規律・学習規律の重視

学校生活における規則やルールは、児童生徒の規範意識を高める重要な役割を担っている。

このため、学校生活全体を見渡して、どのようなルールが必要かを見直し、それを、児童生徒・保護者・教職員が共有し、校種間の連携を図り、協働して継続的に指導していくことが大切である。

例えば、中学校区の小・中学校で、小学校1年から中学校3年までの9年間を見通して、生活規律・学習規律の重点取組項目を数項目程度決めて、すべての教職員が一貫して指導するなどの方法で徹底を図るとよい。

#### 小・中学校での例

- ①登下校の場面……………登下校の時間、ルール
- ②学習指導の場面……………学習ルール、教職員・児童生徒の関係
- ③休み時間の場面……………時間の使い方、遊びのルール、チャイム厳守
- ④給食指導の場面……………時間の使い方、給食の手順、食事のマナー
- ⑤清掃指導の場面……………時間の使い方、清掃の手順、無言清掃
- ⑥部活動の場面……………集団のルール
- ⑦学級会の場面……………学級集団のルール
- ⑧学校行事の場面……………児童生徒集団、同一目標集団のルール
- ⑨教育相談の場面……………個々の児童生徒と教職員の関係

<平成22年3月1日付け平21教安体3320号通知「継続性のある生徒指導推進のための小・中連携の充実について」参照>

#### (2) 開発的・予防的な取組の重視

##### ア 教科指導の充実

学習規律の徹底を図り、わかる授業を実施することにより学力の定着を図るとともに、児童生徒一人ひとりが生き生きと主体的に学習する態度を養う。このことにより、児童生徒が、自ら考え、判断し、行動しながら問題を解決していく能力や態度を育む。

##### イ 道徳教育・心の教育の充実

道徳科や学級活動を要とする道徳教育・心の教育が充実してくると、児童生徒は、生命尊重、規範意識などの道徳的価値について意識するようになる。

このため、学校や児童生徒の実態に応じて、重点取組項目を設定して、学校教育活動全体を通じて繰り返し指導したり、チャレンジ目標等として示し、児童生徒の主体的な行動を促したりするとよい。

## ウ 特別活動の充実（学級活動、児童生徒会活動の活性化）

学級活動においては、「学級目標」づくりなどを通して、きまりの意義や必要性について、児童生徒の気付きを促し、規範意識を育てる指導を重視することが大切である。

また、学校行事や体験活動等に、縦割り班活動など異学年集団での活動を取り入れることなどにより、思いやりやルールを守る心、コミュニケーション能力など豊かな人間性を培うことができる。

児童生徒会活動においては、あいさつ運動や服装、情報モラル、交通安全など、決まりを守る啓発活動を推進するとよい。



朝のあいさつ運動

## エ キャリア教育の充実

生徒指導とキャリア教育は、ともに人格のよりよい発達を支援するという目的をもち、具体的なキャリア教育の取組は、生徒指導としても大きな役割を果たすなど、密接な関係にある。

児童生徒は、目標を見失ったときに無力感や孤独感から、反社会的行動などをとってしまうこともある。様々な場面で自己肯定感や自己有用感を高め、小学校段階から夢や目標に向かって努力する意欲や態度を育てることが重要である。

## オ 教育相談の充実

日常の行動観察をはじめ、短い間隔で行う生活アンケートや、教員によるきめ細かな教育相談、さらには心理の専門家であるSCによるカウンセリングや発達段階に応じた進路相談（キャリアカウンセリング）等を丁寧に実施し、児童生徒が、心身ともに安定した学校生活を送ることができるよう支援する。

## （４）保護者・地域等との連携の重視

生徒指導を推進する上で、保護者・地域等との連携が大変重要である。

日頃から、保護者会や地区懇談会、学校運営協議会等で、生徒指導上の課題を取り上げたり、学校を開放して、児童生徒の様子を見てもらうなど、課題を共有し、一緒に考えていくことが大切である。

また、地域の青少年健全育成協議会等のネットワーク、やまぐち型地域連携教育等の仕組みを生かし、地域や関係機関としっかり連携し、地域ぐるみで児童生徒を見守り育てる体制を構築することが求められている。



保護者・地域と連携した  
全校クリーン作戦



地域学習ボランティアによる学習会



参観週間

トイレ磨きの取組

#### 4 学級づくり

学級は、児童生徒の学校生活を支える基本単位であり、担任の確かな児童生徒理解に基づく適切な指導・支援により、児童生徒一人ひとりの豊かな人間性や社会性の育成など、望ましい人間形成を図る中核的な場である。

##### (1) 担任の役割

児童生徒は、学校生活の多くを学級集団で過ごすことから、担任の果たす役割は大きい。

このため、担任として、児童生徒が互いに協力し、高め合う、自主的な活動を実践し、「心の居場所」としての学級集団への帰属意識や連帯感を育むことが大切である。

また、担任の受容的・共感的な人間関係を基盤とした温かく粘り強い指導は、児童生徒のよりよい人格形成の礎となるものである。



一方、学級経営に対する責任感から、担任だけで抱え込み、学級内の諸問題への対応の遅れが見られる場合もある。管理職や他の教職員への報告・連絡・相談を密にし、全校体制のもと、児童生徒の発達段階に応じた的確な学級経営が求められる。

## (2) よりよい人間関係づくり

一人ひとりを大切にし、互いに支え合う学級風土を背景に、児童生徒は、豊かな集団生活を営むことができる。

朝の会や終わりの会での話し合い活動や、A F P Yの手法を生かした計画的な人間関係づくりの実践等により、児童生徒相互のコミュニケーション能力を高め、学級の絆を一層深めていくことができる。



## (3) 日常の取組

係活動や当番活動、日々の清掃活動等は、集団の一員としての自覚や責任感を高め、進んで貢献しようとする態度を育む重要な取組である。活動の後には、反省会の実施や、チェック票等を活用して振り返る時間を設けるとよい。

また、これらの活動により、机・椅子・ロッカー等の整理整頓、教室掲示の工夫等による環境が整備された空間は、児童生徒の情緒を安定させ、積極性を高める効果もある。



## (4) 保護者との協働関係の構築

児童生徒が充実した学校生活を送るために、担任と保護者は、日頃から、家庭訪問や電話連絡、連絡帳の活用や学級通信の発行等の様々な機会を通して、相互に連絡を取り合うことにより、子どものよさを共有し、ともに成長を見守り、育んでいこうとする関係を築くことが大切である。

また、児童生徒の気になる行動については、保護者と連携し、温かく粘り強く指導することが重要である。家庭への連絡については、事実関係、経過、背景、指導内容等を説明するとともに、保護者の思いを受け止め、課題の解決に向けて、十分に話し合うことが大切である。

## 5 問題行動への対応

### (1) 問題行動の早期発見

暴力行為やいじめ等の問題行動を早期に発見するためには、児童生徒一人ひとりについて、心身の健康状態を丁寧に観察するとともに、短い間隔で行う生活アンケートや個別面談、SCによるカウンセリングの状況など、児童生徒の情報を組織的に共有し、児童生徒の些細な変化に気付くことが重要である。

また、保護者や地域等から、連絡や情報の共有が速やかに行われるよう、日常的に緊密な連携を図り、信頼関係を構築しておくことが必要である。

### (2) 問題行動発生時の対応

児童生徒が問題行動を起こした際、迅速で正確な事実確認を行い、管理職や生徒指導部と連携を図るなど組織的に対応すること。

その際、保護者の理解のもと、保護者と一体となって対応することが重要であり、必要に応じてSCやSSWと早期に連携を図り、本人の教育相談を繰り返すなど、信頼関係に基づいた継続的な支援を行う。

問題行動が深刻化するにつれて、児童生徒のストレスの高まりや意欲・自尊心の低下などが見られることから、重大事案発生の前兆行動が現れた段階から、教育委員会や児童相談所、警察・少年安全サポーター等との連携を図り、重篤化を防止する。

このような児童生徒に対し、注意や叱責だけを繰り返す指導は、児童生徒の心を傷つけ、さらに深刻な問題行動につながることもあるため厳に慎む。

※ 事案別の具体的な対応は「問題行動等対応マニュアル」・「山口県いじめ防止基本方針」参照

### (3) 重大事案発生時の対応

学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」協定に基づき、警察に連絡するとともに、保護者と連携し、問題行動の再発防止と自立への支援に取り組む。

※ 平成28年3月28日付け平27教安体886号通知「山口県学校警察間相互連絡制度『やまぐち児童生徒サポートライン』について」参照

#### コラム：警察等との連携、まずは「相談」から

学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく早期に警察や児童相談所等の関係機関に『相談』することが大切です。

- ・ 深刻ないじめや暴力行為等において、特に校内での傷害事案をはじめ、犯罪行為の可能性のある場合には、被害を受けている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と連携した対応を取ることが重要です。
- ・ 相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も含め、警察等に対しては積極的に『相談』することが重要です。
- ・ 円滑な連携を図るためには、警察等の関係機関の担当者と、日頃から顔の見える関係を築いておくことが必要です。

※ 児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する必要があります。(国立教育政策研究所「生徒指導リーフ Leaf.12」から)

## V 教育相談（カウンセリング）の在り方と実施上の留意点

### 1 教育相談（カウンセリング）の定義

教育相談（カウンセリング）は、児童生徒一人ひとりの生き方や進路、学校生活に関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための助言等を、個別に行う教育活動である。

教育相談は、児童生徒一人ひとりの個性を大切にしながら、学校生活をより充実することをねらいとし、教育活動全体を通して適切に実施することが重要である。

また、教職員と児童生徒との日頃からの人間関係がすべての教育活動に影響を及ぼすことから、教育相談のねらいを達成するためには、教職員が、児童生徒との信頼関係を構築することが何よりも重要である。

### 2 実施上の留意点

#### （1）日頃からの人間関係づくり

教育相談を充実するためには、信頼関係に基づく人間関係が欠かせない。特に、教職員と児童生徒の間における人間関係づくりのポイントは、次のとおりである。

- まず、教職員自らが心を開き、真摯な態度で児童生徒に接する。
- 児童生徒を肯定的にみる。
- 児童生徒一人ひとりに積極的な関心を持ち、積極的にかかわる。

#### （2）教職員の基本的態度

教育相談を実施する上での教職員の基本的態度として、次のことが望まれる。

##### ○ 傾聴

説得するという姿勢ではなく、児童生徒の思いを引き出し、共感的な態度で聴くことに努める。

##### ○ 共感的理解

児童生徒の立場に立って、悩みや苦しみなどの心情、発する言葉の意味を理解しようと努める。

##### ○ 受容

児童生徒の考え・行動を直ちに評価・批判せず、まず、児童生徒の心情を受け入れ、情緒の安定を図る。

##### ○ 自己の可能性発揮への支援

児童生徒の自己決定、自己選択を促す。

#### （3）学級担任が行う教育相談の進め方

教育相談は、重要な教育方法の一つであり、担任として以下の取組が必要である。

また、相談活動を有効に展開するためには、児童生徒との信頼関係、保護者との協力関係、他の教員やＳＣとの連携が大切である。

## ア 問題を未然に防ぐ教育相談

面談やＳＣによるカウンセリング等の教育相談を実施することにより、信頼関係を深め、児童生徒の心の危機のサインに早期に気づき、適切に支援する。

その際、いじめの早期発見や進路支援に取り組むとともに、本人の成長が見られた点、頑張っている点などをしっかり伝え、生活や学業等への意欲を高めるよう努める。

## イ 問題を解決する教育相談

教員として、児童期から青年期に至る発達段階における心理的特質について理解しておくことが必要である。

また、児童生徒の問題行動や学校不適応については、学業成績の低下、言動の変化、身体症状の悪化などに前兆が見られる場合があるので、日頃から児童生徒をよく観察し、かかわりをもっておくことが大切である。

相談の際は、他の児童生徒の目に触れない場所で、面接時間を明確に伝え、児童生徒の心をほぐすような言葉かけを行い、よくうなずき、受け止めの言葉を発し、時に質問し、本人の自己指導能力を引き出すよう取り組む。

## ウ 心の発達を促す教育相談

他人への思いやりや共感、感謝する心、決まり・ルールを守る心など、児童生徒の豊かな心の発達を促し、社会生活に必要な人間関係形成能力などを養うために、心理の専門家であるＳＣと連携し、構成的グループエンカウンター（他者・自分に出会うグループ体験活動）、ピア・サポート（児童生徒同士の支え合い）、ソーシャルスキルトレーニング（社会的技能をトレーニングにより育てる活動）、アサーショントレーニング（対人場面で自分の伝えたいことを円滑に伝える活動）、ストレスマネジメント教育（様々なストレスへの対処法を学ぶ活動）などに、授業や特別活動等を活用して取り組むとよい。ＡＦＰＹなども、同様な効果をもたらす活動である。

これらは、生徒指導の手法の一つでもある。

## （４）学校の組織的な取組、専門家・関係機関と連携した体制づくり

教職員が情報を共有し、チームとして教育相談に取り組むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議を定期的実施し、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要である。

その際、心理の専門家であるＳＣとの連携はもとより、必要に応じて福祉の専門家であるＳＳＷや学校医等の外部専門家と連携を図るなど、多様な視点で、きめ細かく支援することができる体制を構築しておくことが重要である。

### <参考資料・文献等>

文部科学省「生徒指導提要」

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「生徒指導リーフ」 など



## VI 特別支援教育との関連

### 1 特別支援教育の必要性

特別支援教育は、発達障害等も含め、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍するすべての学校において行われるものである。

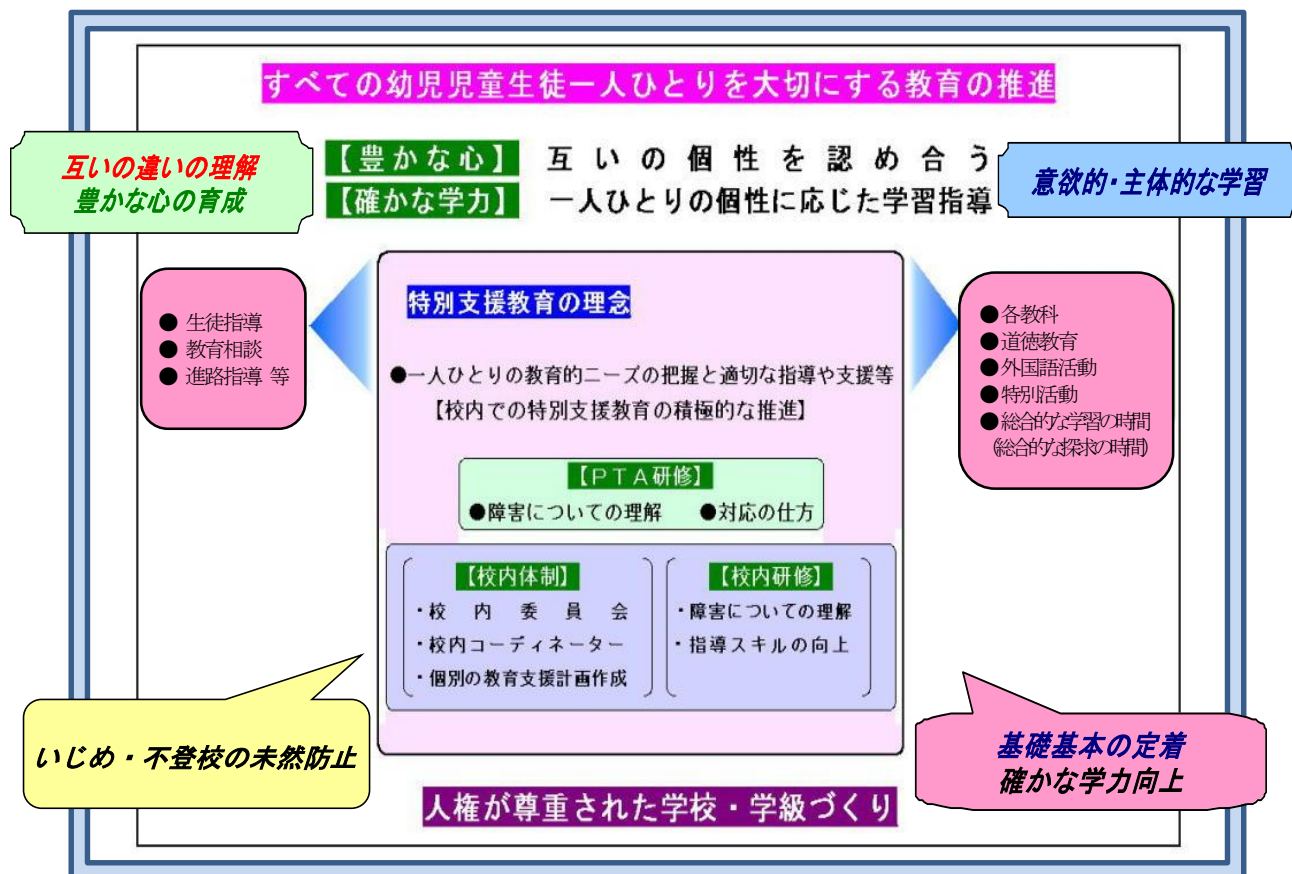
発達障害等の児童生徒の多くは、通常の学級に在籍しているが、周囲から受け入れられ、適切な支援が行われることにより、よりよく成長していくことができる。

しかし、学習面でのつまずきや対人関係がうまくとれない等、自分に自信がもてない、周囲から受け入れられない等により、いじめの対象となったり、不適応を起したりする場合があります、それらが、不登校につながることもあると指摘されている。

このため、発達障害等の児童生徒には、障害により引き起こされる様々な問題が起きないように、周囲の者が適切な支援方法を十分に理解して対応していくことが重要である。

### 2 特別支援教育と生徒指導

学校全体で特別支援教育を推進することにより、常に児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに適切に対応した指導・支援を行う必要があるという考え方が浸透し、すべての児童生徒の豊かな心の育成やいじめ、不登校の未然防止につながると考えられる。



### 3 発達障害の特徴と対応

LD・ADHD・自閉症等の発達障害の特徴を以下に示すが、児童生徒の状態像は様々であり、周囲の環境によって変化することも多いため、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。

これらの障害の原因としては、いずれも中枢神経系の機能障害があると推定されており、環境的な要因が直接的な原因ではない。

#### ア LD（学習障害）

- 全般的な知的発達の遅れはない。
- 聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す。

##### <支援の一例>

- ◇ 日常生活で、本人が対処に困りそうな場面を想定し、ロールプレイ等により、事前にソーシャルスキル（対人関係を形成し円満に人とかかわっていくための方法）を身に付けさせる。
- ◇ 自分が困ったときに、何を、どのように支援してほしいのかを、周囲の人に具体的に伝えられるように、日頃から練習しておくことも一つの方法である。

#### イ ADHD（注意欠陥多動性障害）

- 注意が集中できない（不注意）。
- じっとしていない（多動性）。
- 出し抜けに答える、順番が待てない（衝動性）。

##### <支援の一例>

- ◇ 目標をスモールステップに区分し、一步一步確実に達成できるように指導する。
- ◇ 友だちや大人等、本人の理解者がいることを知ることが大切である。

#### ウ 自閉症

- 人との関係がとりにくい。
- コミュニケーションにおいて言葉の使い方が独特である。
- 興味や関心が特定のものに限定されている。反復的常同的行動の特徴がある。

##### <支援の一例>

- ◇ 実際の場面で、相手の言動と気持ちを関連付けて、具体的に理解するように支援することが大切である。
- ◇ 不適切な言動に対して、感情的に叱ると、「拒否された」という気持ちだけが強く残るので、冷静に、わかりやすく丁寧な説明と指導を行う。

### コラム：これまでの指導を「全ての」児童生徒の目線に立って見直そう！

特別支援教育等が進められる中で、個に対する支援のノウハウがかなり蓄積され、教職員の間にも理解が広がってきています。反面、そうした児童生徒に対して「発達障害」等のラベルを貼ることで、ほかの児童生徒と切り分けて考える「問題対応型」の発想も広がっているようです。

しかし、発達障害に限らず、問題等を抱えている児童生徒の多くは、ほかの児童生徒と比べて「つまずきやすい」だけであり、そもそも授業や行事の展開自体の方に問題があるという場合も見られます。つまり、「困難」を感じていない児童生徒にとっても「つまずきかねない」授業や行事になっていないかを見直すことが、今、求められていると言えるでしょう。

（国立教育政策研究所「生徒指導リーフ Leaf. 3」から）

#### 4 校内・地域における相談支援体制の整備

##### (1) 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成と活用

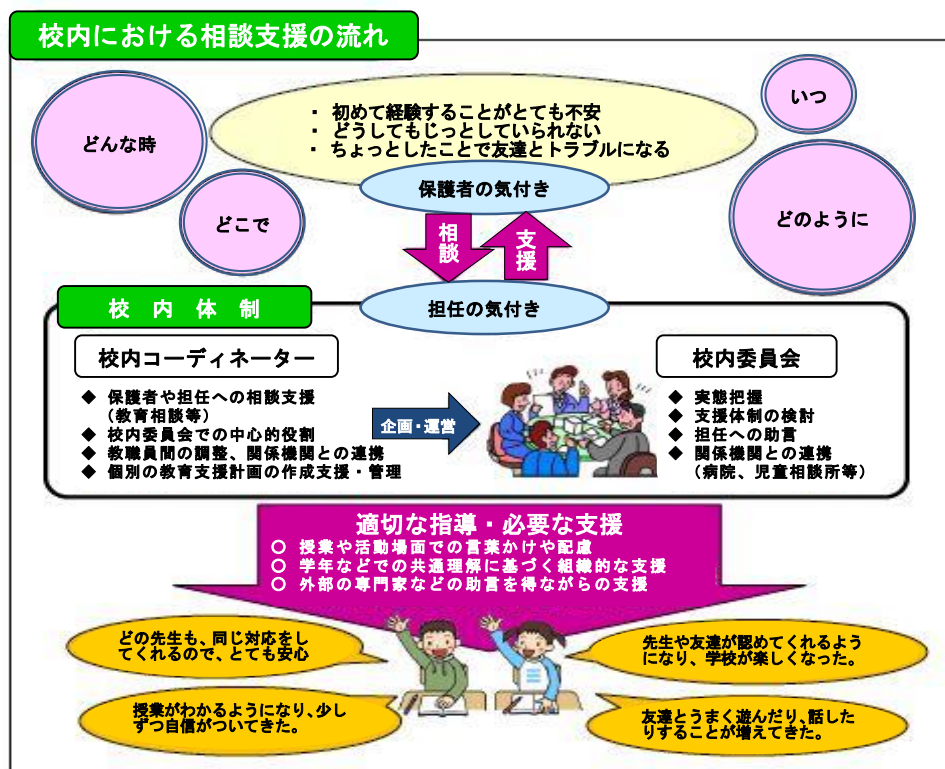
学校は、指導の目標や内容、配慮事項等を記載した計画（「個別の指導計画」）又は家庭や医療、福祉等の関係機関と連携した支援のための計画（「個別の教育支援計画」）を作成することにより、一人ひとりの児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが重要である。

これらの計画により、教職員間のもとより、保護者や関係機関との間で、指導や支援に関する情報を共有するとともに、その成果を蓄積し、次の学年や学校等に引き継ぐことで、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を継続して行うことができる。

##### (2) 校内体制の整備

本県では、すべての公立小・中・高等学校等において、校内委員会、校内コーディネーター等の校内支援体制が整備されている。

特別な教育的支援が必要な児童生徒への、全校体制での支援が必要な場合、校内委員会を開催し、支援についても協議する。



##### <校内委員会>

全校支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある児童生徒の実態把握や支援の方策の検討等を行うため、各学校内に設置されている。

##### <校内コーディネーター>

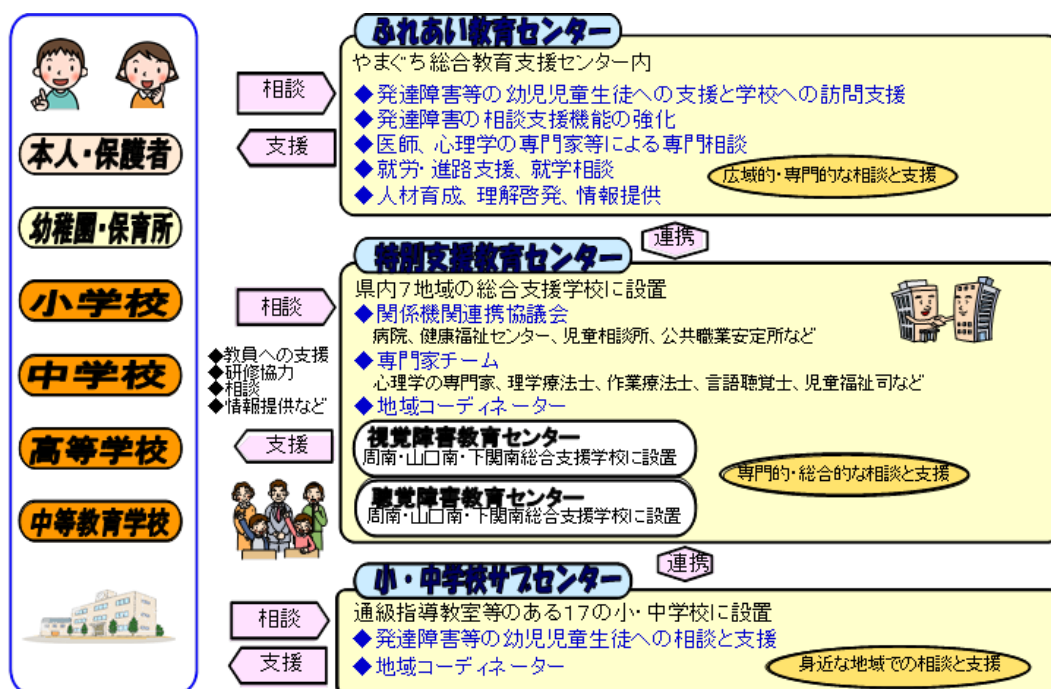
各学校における特別支援教育推進のため、校内委員会・校内研修会の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。

### (3) 地域における相談支援体制の整備

特別な支援が必要な児童生徒、保護者及び学校への、地域における相談支援体制は、下図のように、「ふれあい教育センター」「特別支援教育センター」「サブセンター」が一体となり、きめ細かな相談支援体制を構築している。

具体的には、必要に応じて、小・中学校のサブセンターや総合支援学校の特別支援教育センターに依頼し、地域コーディネーターの協力を求めることができる。

また、心理学の専門家、理学療法士等で構成される専門家チームに相談することもできる。



## 5 実践事例

### (1) 校種間の連携を図った継続的な支援

発達障害等を含め障害のある児童生徒には、進学後もその児童生徒に適した支援に継続的に取り組んでいくことが大切である。

このため、日頃から同じ地域にある学校が、校種間で積極的に教職員の連携や児童生徒の交流を図る必要がある。

#### A 地域での取組 <教職員の連携>

- 的確な実態把握に向けた「児童生徒実態調査票」の校種間での書式統一化
- 小学校入学前の幼稚園・保育所と小学校との情報交換会
- 中学校区を単位とした小・中学校の定期的な情報交換会
- 地域の特別支援学校を中心とした、小中、中高などの合同研修会

## B 地域での取組 <児童生徒の交流体験>

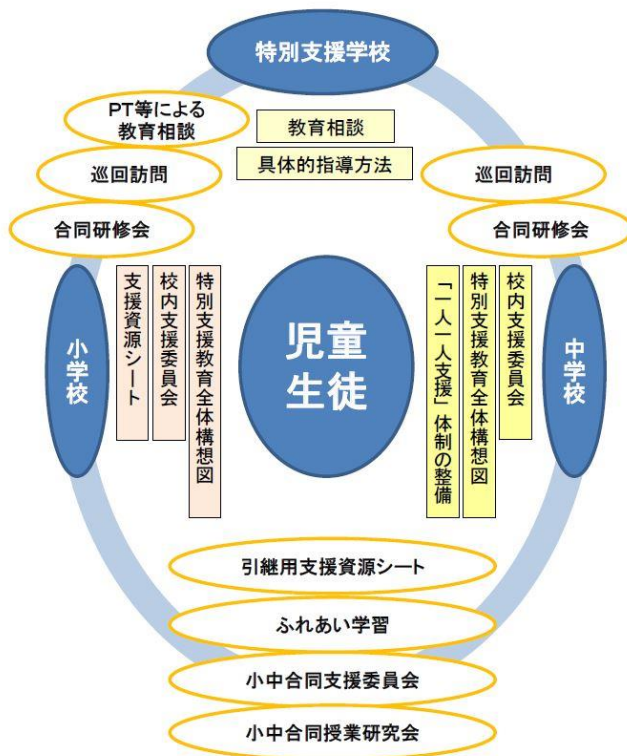
- 小学生の一日中学校体験入学(中学校の英語授業や部活動等の体験)
- 小・中学校合同運動会や合同遠足など交流行事の実施
- 中学生による高校文化祭等の見学
- 高校教員による中学校、中学校教員による小学校への出前授業の実施

### A 地域で活用された児童生徒実態調査票

実態調査票 平成 年 月 日現在【記入者 】

児童・生徒名			
学校・学年組		学校 年 組	
諸検査等の記録	標準学力検査	CRT：国語 /算数	
	その他 心理検査 社会生活能力検査 定期テスト 等		
	困っていること(課題)	児童生徒の長所	家庭での様子・保護者の願い
	児童・生徒の様子 (支援の必要など)	これまでの対応 (今まで行った支援)	今後考えられる対応 (望まれる今後の支援)
学習面			
生活・行動			
その他			

### B 地域の校種間連携図



### コラム：「個別支援」と「集団支援」が必要

発達障害やその傾向のある児童生徒がいる学級では、学級担任や教科担任は次の二つの視点での対応が求められます。

#### ①「個別支援（個別指導）」に基づく対応

「つまずきやすい」児童生徒に対して、個に即した助言や支援を行う、取り出し授業や補習授業等を行なう等。

#### ②「集団指導」に基づく対応

「つまずきやすい」児童生徒だけでなく、全ての児童生徒が互いの特性等を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする集団づくりを進める、わかりやすい授業づくりを進める等。

- ◆ 発達障害やその傾向のある児童生徒を特別視するのではなく、他の児童生徒よりも「つまずきやすい」児童生徒という見方で「集団指導」を工夫する。

(国立教育政策研究所「生徒指導リーフ Leaf.3」から)

## (2) 個別の支援例

発達障害の児童生徒が、級友に嫌な思いをさせるような言動をとり、周囲の児童生徒から受け入れられなくなる場合もある。

こうした場合は、以下のような対応が望まれる。

### 児童生徒からの聴き取りと情報共有

- 児童生徒から話を十分聴く。
- 校内や家庭での様子等の情報を収集し、児童生徒の全体像を把握する。
  - ・ 担任は、管理職、校内コーディネーター、養護教諭、教育相談担当、前年度の担任、保護者等と緊密に連携する。

### 児童生徒への対応

- 自分の気持ちを表明できたことを認め、受容的な態度で接する。
- 家庭での状況や人間関係等、背景の理解に努め、児童生徒の気持ちを理解する。
- 注意や説諭だけに終わらず、児童生徒がその発達段階に応じて、自己の課題に気づき、改善に至るよう粘り強く接する。
- 本人の思いを十分考慮して、今後の対応を決定する。
- パニック時には、カームダウンエリア(落ち着く場所)に連れて行き、落ち着きを取り戻すようにする。
- 事案の状況説明や今後の対応等について、保護者と連絡を取り合う。

#### <特別支援教育の視点>

- ・ 望ましくない言動があった場合は、その場で、短く、わかりやすい言葉で指導するとともに、望ましい言動や長所を見つけて認め、誉めるなどの確な指導、支援を行う。
- ・ 集団や友人に対して、思いやりのある言動をした場合は、積極的に称賛する。
- ・ 時間をかけて話し合いたい場合は、必ず、静かな場所で話を聴く。また、うまく言葉で表現できない場合は、感情を言語化したり、「次はどうしたらよいか」を考えたりするよう助言する。その上で、本人のがんばりを認め称賛する。

### 学級全体への支援

- 担任は公正・公平に接するように努める。当該児童生徒を含め、特定の児童生徒に厳しくしたり大勢の前で指導したりすることは避ける。
- グループ学習やA F P Y等を活用した人間関係づくりに取り組み、児童生徒がお互いを認め合う受容的な態度を育む。

#### <参考資料・文献等>

「支援をつなぐ～早期からの継続した支援のために～」山口県教育委員会